

# 下水道関係の改正内容の概要

資料 7－2

## 氾濫をできるだけ防ぐための対策【下水道法】

- ① 下水道で浸水被害を防ぐべき目標となる降雨（計画降雨）を、下水道管理者が定める事業計画に位置付け、施設整備の目標を明確化。  
 ⇒ 雨水貯留管等の下水道施設の整備を加速。



＜下水道整備による浸水対策の例＞

名古屋市では、既往最大降雨である東海豪雨と同じ1時間降雨量約100mmの降雨に対して床上浸水の概ね解消を目指し、1時間降雨量63mmを計画降雨として整備が進められている。



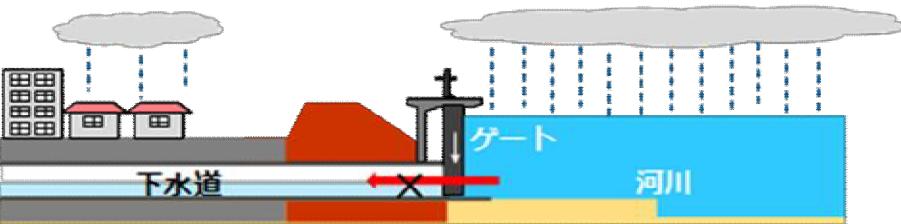
雨水貯留管

- ② 河川等から下水道への逆流を防止するために設けられる樋門等の開閉に係る操作ルールの策定を義務付け。  
 ⇒ 河川等から市街地への逆流を確実に防止。

（樋門の例）

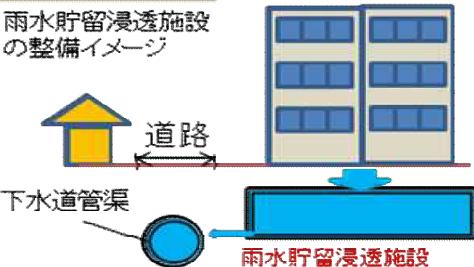


＜樋門による逆流防止のイメージ＞



（出典）東京都：東京都豪雨対策アクションプラン、2020

- ③ 民間による雨水貯留浸透施設の整備計画の認定制度を創設。  
 認定事業者に対して、国・地方公共団体からの補助、固定資産税の軽減、日本下水道事業団による支援等を措置。  
 ⇒ 都市機能が相当程度集積し、下水道整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難な区域において、民間による雨水貯留浸透施設の整備を推進。



## 被害を軽減するための対策【水防法】

- ④ 想定最大規模降雨によるハザードマップ作成エリア（浸水想定区域）を、現行の地下街を有する地域以外の地域にも拡大。  
 ⇒ 下水道が雨水を排除できることによる雨水出水についても、リスク情報空白域を解消。

## ②流域治水関連法の施行を踏まえた下水道の浸水対策の展開

気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な対策を推進。

- 地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備を展開（下水道の整備目標として「計画降雨」を設定）。
- 複数外力による多層的な浸水リスクの評価結果を公表し、防災、都市計画、建築その他の関係部局等に対し積極的に情報の提供を行うなど水災害に強い防災まちづくりに必要な情報発信を強化するとともに、住民や地域の防災意識を高め、警戒避難体制を強化。
- 河川等から下水道への逆流を防止するための樋門等の操作ルールを策定し、河川等から市街地への逆流を確実に防止。

### ➤ 浸水シミュレーションによる浸水リスク評価の実施 (複数降雨による多層的な浸水リスクの評価)

<全体計画区域等を対象>

- 気候変動を踏まえた計画降雨（例：確率年1/5, 1/10）

- 既往最大降雨等の照査降雨

<既整備の排水施設を対象>

- 想定最大規模降雨（例：確率年1/1000）

### ➤ 雨水出水浸水想定区域の指定

概ね5年

水災害に強い防災まちづくりに  
必要な情報発信の強化と、  
住民等の防災意識の向上

（計画降雨の位置づけが義務化）

### ➤ 内水ハザードマップの公表

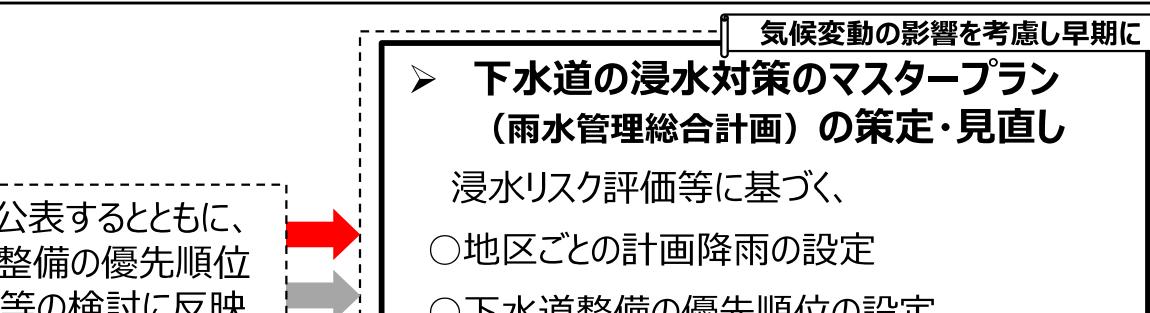
避難場所等に関する情報を加えて公表

### ➤ 樋門等の操作規則の策定

河川等から下水道への逆流を防止するための  
樋門等の操作ルールを策定

速やかに

河川等から市街地への逆流の確実な防止



### ➤ 事業計画等の見直し

- 優先的に整備する区域・事業を、  
計画降雨とともに事業計画に位置づけ
- 浸水被害の発生を防ぐべき区域を公表  
(検討中)
- 中長期を含めた整備方針を明記

事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備の展開

水防法改正  
7月15日施行

下水道法改正  
7月15日施行

下水道法改正  
公布後6ヶ月以内に施行<sup>6</sup>

# ①改正の趣旨

下水道法第7条の2等

令和元年東日本台風において、樋門が閉鎖されず、増水した河川水が下水道に逆流して市街地に溢れることにより、浸水被害が発生する事案が発生。

この被災を機に国土交通省において全国調査を行ったところ、操作規則自体を定めていない施設が約4割あることが判明。気候変動の影響による降雨量の増加により、河川等からの逆流を防止するための操作を伴う下水道施設の樋門等を下水道管理者が操作する機会が増えることが懸念。

## 【改正概要】

- ・公共下水道管理者等に対して、河川等からの逆流を防止するために設けられる下水道施設の**樋門等**で操作を伴うものについて、操作従事者の安全に配慮しつつ、**操作規則を策定するよう義務付け**



### 【樋門・樋管の定義】

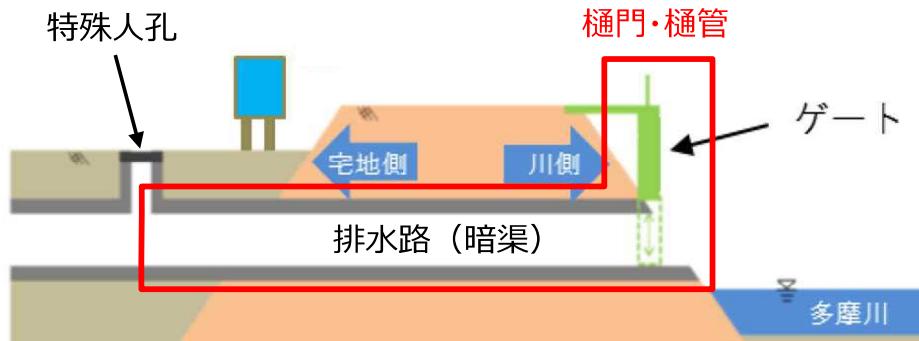
- 取水、排水等を目的として、堤防を横断する暗渠。
- 一般的には、堤内地への河川水などの逆流を防ぐゲートなどの設備を有している。
- 樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが、通水断面が比較的大きいものを「樋門」、小さいものを「樋管」という。



樋門の例

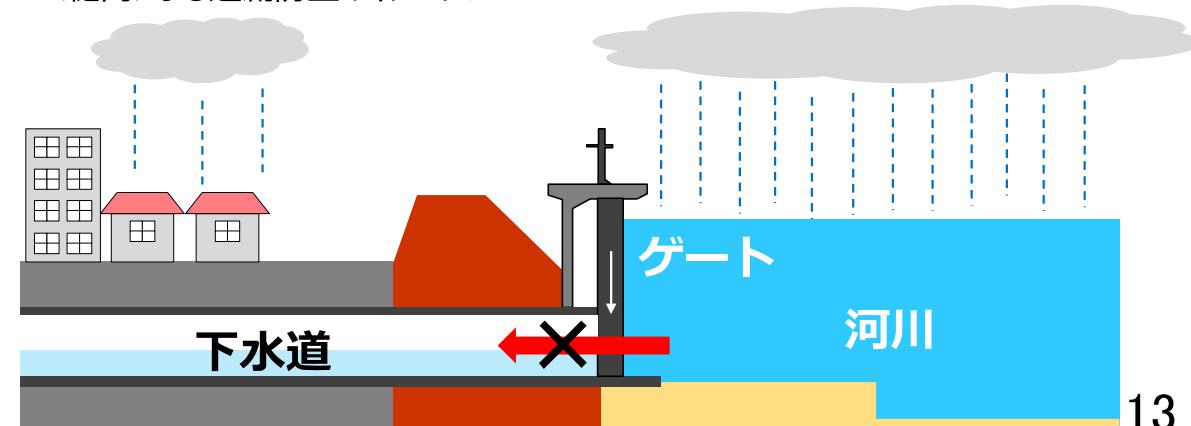
(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン、2020

### <樋門・樋管イメージ>



(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン（2020）に加筆

### <樋門による逆流防止のイメージ>



# ①改正の趣旨

水防法第14条の2

- 現行、地下街を有する地区での適用を想定した水位周知下水道について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した雨水出水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路確保やハザードマップ作成等の避難警戒措置を講じているが、近年、地下街以外でも浸水被害が頻発している。
- そのため、浸水対策を目的として整備された下水道については、そのすべてにおいて、雨水出水浸水想定区域の指定対象とする等、適切な雨水出水浸水リスクの提供が必要。

## 【改正概要】

・水位周知下水道に加え、以下の排水施設を雨水出水浸水想定区域の指定に係る対象に追加。

- 浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設 ※ 6月内施行
- 雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設（当該排水施設の周辺地域（想定最大規模降雨が生じた場合において、地形の状況又は浸水解析により明らかに浸水が発生しないと認められる区域を除く。）に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができること）

## 【雨水出水浸水想定区域の指定対象イメージ】

**原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、  
想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定することとする。**

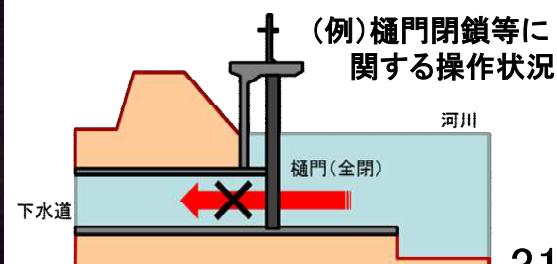
※氾濫範囲に防護対象が含まれないことが明らかな区間は対象外

雨水出水浸水想定区域の指定にあわせて、以下のような情報を活用し、避難行動につなげる必要がある。

- ・下水道施設内の水位情報
- ・樋門・樋管、ポンプの施設情報
- ・気象庁が発表する雨量情報や  
大雨警報(浸水害)の危険度分布

等

### <水位情報・施設情報(イメージ)>



# (1) 計画降雨の事業計画への位置付け

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。



## 【改正概要】

- ・公共下水道・流域下水道の**事業計画の記載事項**に、**計画降雨**(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)を追加

### 公共下水道の事業計画の記載事項(下水道法第5条)

#### 【1. 必須記載事項】

- ① 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域)
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

※流域下水道の事業計画の記載事項(下水道法  
第25条の12)も同様の改正を行う。

#### 【2. 任意記載事項】

- ① 計画降雨(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)

※水防法による雨水出水浸水想定区域に指定された場合は、必須記載事項となる

記載事項に  
追加

## (2) 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある下水道浸水被害対策区域<sup>(※)</sup>において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

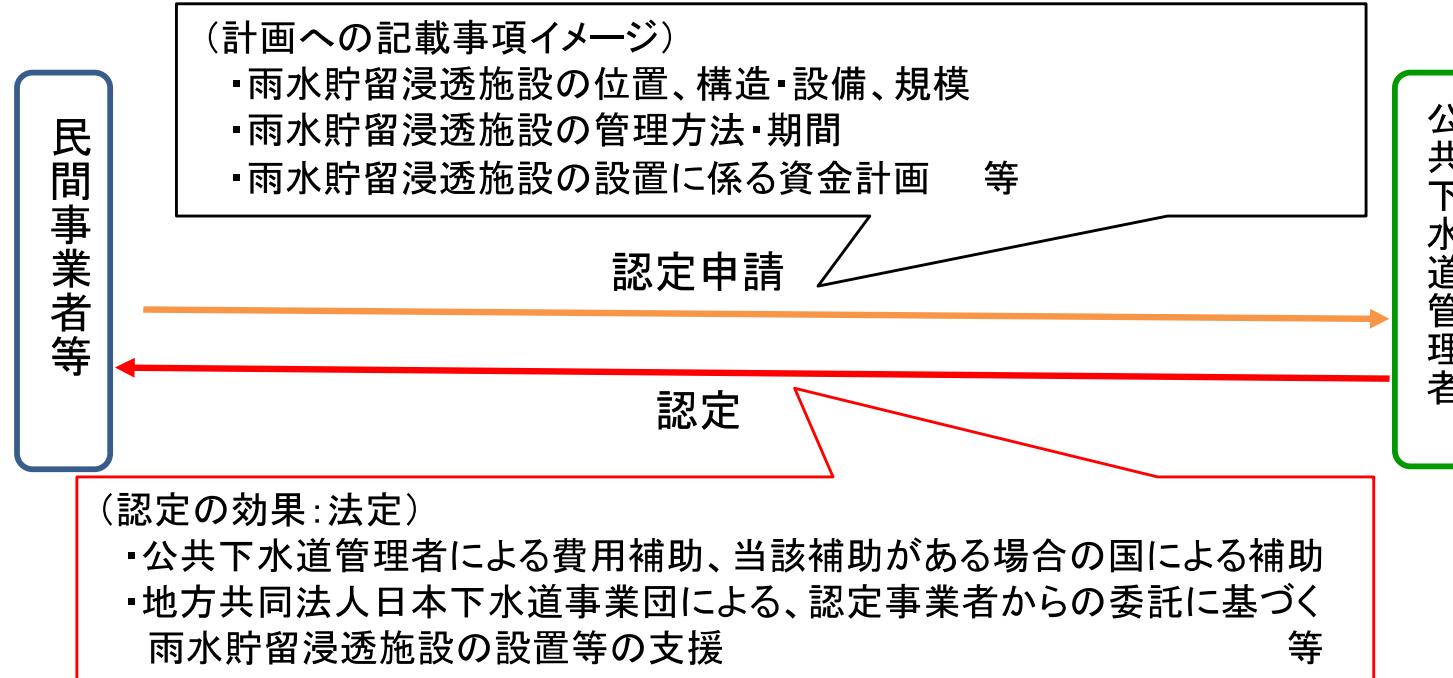
(※)排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

### 【改正概要】

#### 下水道浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

下水道浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

### 【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】



雨水貯留浸透施設の整備イメージ